

次に掲げる条例をここに公布する。

- (1) 山鹿市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例
- (2) 山鹿市附属機関設置条例の一部を改正する条例

令和7年9月30日

山鹿市長 早 田 順 一